

浄化槽関係様式の様式押印の廃止について

国では、行政手続きでの国民の負担を軽減し、利便性を図ることを目的として、事業者等に対して押印を求めている手続きの見直しを進めています。

この度、浄化槽関係手続きのうち、次の書類について押印（署名を含む）が不要となりました。

詳しくは、官報に掲載されています。

実際の手続きの際には、必要に応じて関係行政機関にお問い合わせください。

- 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令（令和2年12月23日公布・施行）

官報 令和2年12月23日 第400号

様式番号	内容
別記様式第1号（第3条関係）	浄化槽設置届出書
別記様式第2号（第4条関係）	浄化槽変更届出書

\*改正前の様式は、当分の間使用することができます。

- 押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年12月28日公布・施行）  
（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

官報 令和2年12月28日 号外第277号

様式番号	内容
様式第1号（第9条の3関係）	浄化槽使用休止届出書
様式第1号の2（第9条の4関係）	浄化槽使用再開届出書
様式第1号の3（第9条の5関係）	浄化槽使用廃止届出書
様式第2号（第15条関係）	浄化槽管理士免状申請書
様式第4号（第17条関係）	浄化槽管理士免状再交付申請書
様式第6号（第22条関係）	浄化槽管理士試験受験申請書
様式第7号（第54条関係）	指定検査機関指定申請書

\*旧様式は、当分の間使用することができます。